

令和5年2月17日

保護者の皆様

新潟県立吉川高等特別支援学校
校長 内山 徹

学校における薬の取り扱いについて

学校での薬の使用は、保護者の方からの依頼に基づいて行っています。下記の内容をご確認の上、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 学校における薬の取り扱い

(1) 学校において使用する薬は、生徒本人が所持することを原則とします。ただし、次の場合には保護者の方の依頼により預かります。

- ① 冷所保管などの保管条件がある薬
- ② 生徒本人による管理が困難な場合

(2) 医師の処方を受けた医薬品について、次の条件を満たしている場合、保護者の方の依頼に基づき、教職員は薬の使用の介助が可能です。

- ① 生徒の容態が安定していること
- ② 医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要ではないこと
- ③ 医薬品の使用に関して専門的配慮が必要でない場合

※アレルギー疾患のある生徒に使用するエピペンについては、状況によって教職員が使用する場合があります。

(3) 薬の預かりや使用の介助が不要の場合であっても、生徒が学校で薬を所持する場合は、「薬に関する依頼書」と薬の説明書のコピーをご提出ください。

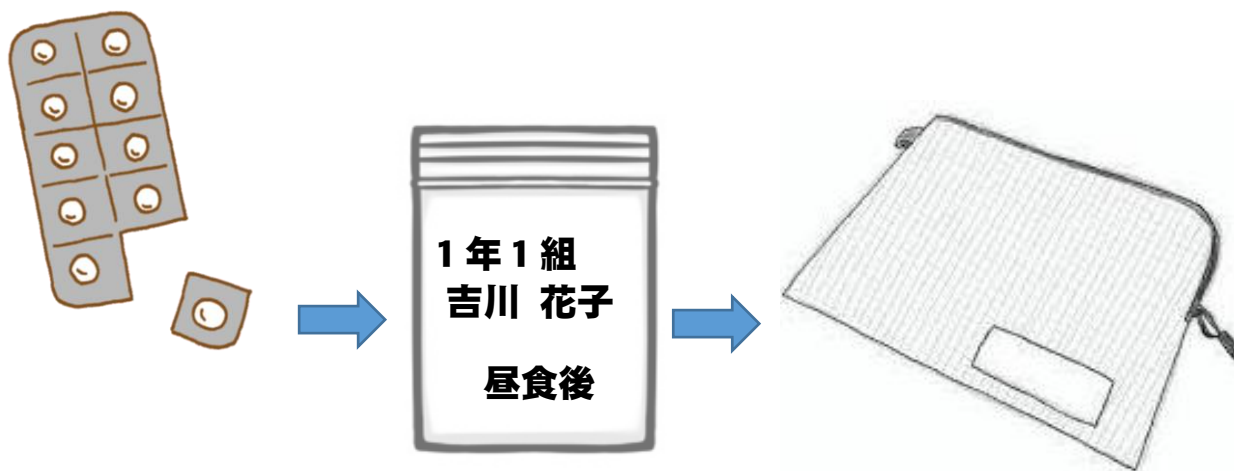
2 提出するもの

- (1) 薬に関する依頼書【様式1～3】
- (2) 薬の説明書のコピー
- (3) 薬

| | 薬の例 | 提出書類 | 1回に預かる量 |
|-----|----------------------------------|--|---------|
| 定期薬 | 抗アレルギー薬、抗喘息薬、向精神薬等、毎日定時に使用する薬 | <ul style="list-style-type: none"> ・「薬に関する依頼書」【様式1】 ・薬の説明書のコピー | 1日分 |
| 臨時薬 | かぜ薬や花粉症の薬、目薬、塗り薬など、短期間で一時的に使用する薬 | | |
| 頓服薬 | 鎮痛剤、向精神薬等、応急処置として使用する薬 | <ul style="list-style-type: none"> ・「薬に関する依頼書」【様式2】 ・薬の説明書のコピー | 2回分 |
| 災害時 | 災害等によって学校に長時間待機する場合に必要となる薬 | <ul style="list-style-type: none"> ・「薬に関する依頼書」【様式3】 ・薬の説明書のコピー | 2日分 |

3 提出方法

- ・ 1回分ずつ分けて、密閉できる収納パックに入れてください。
- ・ 収納パックに学年・組、氏名、使用する時間をご記入ください。
- ・ 上記をファスナー付きケースに入れてご提出ください。



4 その他

- ・ 薬の種類や量が変更になった場合は、その都度「薬に関する依頼書」と薬の説明書のコピーをご提出ください。
- ・ お預かりした薬は、毎学期末にお返しします。